

足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、あだち子どもの未来応援基金条例（令和3年足立区条例第4号。以下「条例」という。）により積み立てられた基金を活用して、食の支援を行う団体の事業実施に要する経費の一部を予算の範囲内において支援することにより、食の支援を行う団体の事業継続を図ることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「フードパントリー事業」とは、主に子育て中の生活困窮世帯に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活状況、食以外の困りごと等について話を聞くことで、相談支援機関につなぐための支援をいう。

(補助対象団体)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「本補助金」という。）の交付の対象となるものは、足立区内においてフードパントリー事業を現に行う、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 足立区NPO活動支援センターに登録している特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人、任意団体その他の団体
- (2) 足立区内に所在する町会・自治会が複数で構成する組織及び足立区内の単一町会・自治会

2 次の各号のいずれかに該当するものは、本補助金の交付を受けることができない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は利用者に対する営業活動若しくは勧誘行為を行うもの
- (2) 営利目的の活動を行うもの
- (3) 公序良俗に反する活動を行うもの
- (4) 暴力団（足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係する団体であるもの
- (5) 団体の構成員が、暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するもの

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) フードパントリー事業に該当すること。
- (2) 第10条に基づく本補助金の交付申請時において、3か月程度の開催実績がある事業であること。
- (3) 原則として月1回以上、定期的に活動を実施すること。
- (4) 1回当たりの事業が概ね10名以上参加できる規模での開催であること。
- (5) 事業実施時は、責任者を常時配置し、安全に配慮した開催を図ること。
- (6) 事業の規模に応じて、従事者の人数等必要な体制を確保すること。

- (7) 利用の対価が無償であること。
 - (8) 事故発生時の対応のため、保険に加入していること。
 - (9) 食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制をとること。
- 2 前項に定めるもののほか、第6条第1項第3号の本補助金の交付を受けようとする団体は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 冷蔵庫又は冷凍庫がなく、かつ、この要綱又は足立区子どもの未来応援活動団体支援事業補助金交付要綱（3足政子発第39号 令和3年4月15日 区長決定）で冷蔵庫又は冷凍庫購入経費の補助金を受けたことがないこと。
- (2) 既存の冷蔵庫又は冷凍庫（この要綱又は足立区子どもの未来応援活動団体支援事業補助金交付要綱の補助対象となったものを含む。）が購入から6年以上経過していること。

（補助対象経費）

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る経費で、別表に定める対象経費に該当するものとする。ただし、団体運営に要する経費（人件費を含む。）、関連団体（当該団体の構成員が代表又は役員等を務める団体及び組織をいう。）、団体構成員又はその者と生計を同一とする者に支払う経費（ガソリン代を除く。）その他補助対象経費とすることが適当でないと足立区長（以下「区長」という。）が認める経費については、補助対象外とする。

（補助金の交付額）

第6条 本補助金の交付額（以下「交付額」という。）は、次に掲げる金額及び予算の範囲内で区長が定める額とする。

- (1) 補助対象経費の額。ただし、1事業当たり年間600,000円を上限とする。
 - (2) 前号に定めるもののほか、区立小学校及び区立中学校の長期休業期間として区長が別途定める期間中に例月に実施する事業とは別に補助事業を3回以上実施した場合には、補助対象経費の額。ただし、1回当たり10,000円、年間500,000円を上限とする。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、冷蔵庫又は冷凍庫の新たな購入又は買換えをする場合には、その費用の額。ただし、100,000円を上限とする。
- 2 前項各号に規定する交付額を算定するに当たり1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 民間団体等による同種の補助金の交付を受ける場合における本補助金の額は、前2項の規定により算定された額から当該同種の補助金の額を控除した額とする。

（除外事業）

第7条 第4条の規定にかかわらず、国、地方公共団体等からの他の類似する補助金、助成金等の対象となっている事業は、補助の対象としない。

（補助対象期間）

第8条 補助対象期間は、4月1日からその翌年の3月31日までとする。

(補助金の交付を申請しようとする団体の募集)

第9条 区長は、本補助金の交付を申請しようとする団体（以下「補助金申請団体」という。）を募集するに当たっては、募集要項を作成するものとする。

2 この要綱に定めるもの及び第25条の規定によりあだち未来創造室長が定めるもののほか、本補助金の申請の手続について必要な事項は、前項の募集要項で定める。

(補助金の交付申請等)

第10条 補助金申請団体は、前条に規定する募集要項の定めるところにより、足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金事業計画書（第1号様式-2）
- (2) 足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金収支予定表（第1号様式-3）
- (3) 団体目的等についての確認書（第1号様式-4）
- (4) 補助金申請団体の定款又は会則及び団体の構成員名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 第6条第1項第2号に規定する補助を受けようとする団体は、前項に定める書類に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金長期休業期間収支計算書（第1号様式-5）
- (2) 足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金長期休業期間収支予定表（第1号様式-6）

3 第6条第1項第3号に規定する補助を受けようとする団体は、第1項に定める書類に、次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金冷蔵庫（冷凍庫）購入経費補助申請書（第1号様式-7）
- (2) 購入予定の機器に関する資料
(事業の審査)

第11条 区長は、前条に規定する本補助金の交付申請があったときは、条例第7条に規定するあだち子どもの未来応援基金審査会（以下「審査会」という。）に申請事業の審議について諮問する。

2 審査会は、足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金審査基準（第2号様式）に基づき調査審議し、その結果を区長に報告する。

(補助金の交付決定等)

第12条 区長は、前条第2項に規定する審査会の報告を受け、本補助金交付の可否を決定し、本補助金を交付することを決定したときは足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、本補助金を交付しないことを決定したときは足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、補助金申請団体に通知するものとする。

2 区長は、事業の適正な運営を行うために必要があると認めるときは、条件を付して補助する対象事業を決定することができる。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助決定団体」という。）は、区長に速やかに足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金概算払交付請求書（第5号様式）を提出し、概算払いにより補助金の交付を受けるものとする。

(遵守事項)

第14条 補助決定団体は、交付決定を受けた後においても、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 事業を行う中で、事業に参加している子どもが虐待を受けていることが疑われる場合等、早急な対応が必要な場合はこども支援センターげんき等に対して通告を行うこと。
 - (2) 事故発生時の対応のために、利用者名簿を作成し、管理すること。
 - (3) 事故発生時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、従事者に周知徹底を図ること。
 - (4) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる従事者等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて、従事者等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。
- 2 第6条第1項第3号に規定する本補助金の交付決定を受けた団体は、補助対象の冷蔵庫又は冷凍庫を活用した事業を少なくとも3年間は継続しなければならない。

(事業の変更等)

第15条 補助決定団体は、交付決定を受けた後において、当該決定を受けた事業から著しく逸脱しない範囲内で、当該事業の内容を変更することができる。

2 補助決定団体は、事業内容を変更するときは、足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金変更申請書（第6号様式）を区長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、軽易なものについては、この限りではない。

3 区長は、前項の規定により変更申請書の提出を受けた場合には、当該変更申請に係る審査等を行い、改めて本補助金交付の可否及び額を決定し、本補助金の交付を承認した場合は、足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により、本補助金の交付を承認しない場合は、足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金変更不承認通知書（第8号様式）により、当該申請に係る団体に通知するものとする。

(事業の中止・廃止等)

第16条 補助決定団体は、交付決定を受けた後において、事業を中止し、又は廃止する場合は、足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金中止・廃止届出書（第9号様式）を区長に提出するものとする。

(審査会への報告)

第17条 区長は、第15条第3項の規定に基づき足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金変更交付決定を行った場合及び第22条の規定に基づき足立区フードパントリー運営

団体支援事業補助金の交付決定を取り消した場合には、直近の審査会に報告するものとする。

(関係書類の整備等)

第18条 補助決定団体は、補助対象事業に係る経理と補助対象事業以外の事業に係る経理とを区分し、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、収入及び支出について挙証書類を整理し、当該帳簿及び挙証書類を事業終了後5年間保管するものとする。

2 区長は、本補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び挙証書類等を検査するとともに、実施状況について調査することができるものとする。

(実績報告)

第19条 補助決定団体は、事業終了後速やかに足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金実績報告(第10号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金実績報告書(第10号様式-2)
- (2) 足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金収支報告書(第10号様式-3)
- (3) 補助対象経費についての領収書及び納品書
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 第6条第1項第2号に規定する補助を受けようとする補助決定団体は、前項に定める書類に次の各号に定める書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金長期休業期間収支報告計算書(第10号様式-4)
- (2) 足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金長期休業期間収支報告書(第10号様式-5)

(補助金の額の確定)

第20条 区長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、その内容を審査し、実施事業の活動状況及びこれに係る経費の支出が適正であると認められるものに対し、交付すべき本補助金の額を確定し、足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金交付額確定通知書(第11号様式)により補助決定団体に通知するものとする。

(補助金の精算及び返還)

第21条 前条の通知を受けた補助決定団体は、足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金精算書(第12号様式)を区長に提出し、速やかに本補助金を精算しなければならない。

2 区長は、前条の規定により本補助金の額の確定をした場合において、既に交付された補助金額が補助金確定額を超える場合、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第22条 区長は、補助決定団体が次の各号のいずれかに該当する場合は交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。
- (2) 第4条に定める要件を欠いたとき。

- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第14条の遵守事項に違反したとき。
- (5) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (6) この要綱に基づき区が求めた書類の提出がないとき。
- (7) この要綱に基づき区が提出を求めた書類の内容に虚偽が判明したとき。
- (8) この要綱に基づく区への報告を怠ったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が補助を行うことを不相当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金交付決定取消通知書（第13号様式）により、補助決定団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第23条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合に、補助対象事業の当該取消しに係る部分について、既に本補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じる。

（情報公開等）

第24条 補助決定団体は、補助対象事業について、当該補助決定団体のホームページ、広報物等によって、広く区民に周知しなければならない。

2 補助決定団体は、あだち子どもの未来応援基金の広報活動に必要な資料の提供及び区ホームページへの情報提供において必要な協力をしなければならない。

（委任）

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、あだち未来創造室長が定める。

付 則（3足政子発第40号 令和3年4月15日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則（3足政子発第475号 令和3年9月22日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則（4足政子発第1174号 令和5年2月1日 区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第18条の規定並びに別記第9号様式及び別記第9号様式—2から別記第9号様式—5までの様式は、決定の日から施行する。

付 則（5足政子発第1127号 令和6年3月1日 区長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（6足政子発第273号 令和6年5月29日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則（6足政子発第743号 令和6年9月30日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（6足政子発第1358号 令和7年3月17日 区長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（7足政子発第821号 令和7年10月22日 区長決定）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区フードパントリー運営団体支援事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（7足政子発第1453号 令和8年3月25日 区長決定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象経費	内容
食材費	事業参加者に提供する食材費
消耗品費	事業実施に必要な原材料や物品の購入費、消毒液等食中毒防止対策、感染症防止対策等に必要な経費 ※事業の実施に必要な5万円を超える備品の購入については、審議会の審議を要する。
光熱水費	電気代、ガス代、水道代
役務費	事業実施に必要な通信費、郵送代、ホームページ管理経費等 食料運搬・配達に係るガソリン代
印刷費	事業案内のためのチラシ、パンフレット等印刷物作成経費
保険料	事業実施に必要なイベント保険掛金やボランティア保険掛金
使用料及び賃借料	事業実施に必要な会場使用料や資機材のレンタル料
その他経費	上記のほか、事業を実施するため必要と認められる経費